三五六　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　七　八　一五

三五七　薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨を公示する件　七　八　一五

三五八　薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　七　八　一五

三五九　薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品を指定した件　七　八　一五

三六〇　薬事法第七十七条の二の五第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定を取り消した件　七　八　一五

三六一　薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件　一三　四　一五

三六二　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一五　四　一五

三六四　厚生労働大臣が定める離島その他の地域の一部を改正する件　一五　四　一五

三六五　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件　一五　四　一五

三六七　食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件　一五　六

三六八　厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件　一五　六

三六九　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　一七　六

三七〇　船員保険法第五十条ノ九第一項の規定に基づき、葬祭料の額を定める件の一部を改正する件　一七　151　三四

三七一　船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める失業保険金日額表を定める件　一七　151　三四

三七二　船員保険法第三十三条ノ九第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件　一七　151　三五

三七三　船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を定める件　一七　151　三五

三七四　船員保険法第三十三条ノ十六ノ三第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を定める件　一七　151　三五

三七五　船員保険法第三十四条第一項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件　一七　151　三五

三七六　船員保険法第三十四条第六項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件　一七　151　三五

三七七　船員保険法第三十六条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を定める件　一七　151　三五

三七八　船員保険法第三十八条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を定める件　一七　151　三五

三七九　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき船舶所有者の事業の種類の細目を定める件　二八　158　八

三八〇　労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件　二八　158　八

三八一　労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件　二八　158　八

三八二　労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件　二八　158　八

三八三　労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件　二八　158　一〇

三八四　平成二十年度の標準報酬月額修正率を定める件　三〇　四

三八五　薬事法施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止した旨を告示する件　三〇　四

三八六　薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨を公示する件　三〇　五

三八七　雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件　三一　九

三八八　雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件　三一　九

三八九　厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件　三一　九

○厚生労働省、環境省

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件　三一　161　一二

○社会保険庁

一六　健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定した件の一部を改正する件　一〇　三

一七　厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件の一部を改正する件　一七　151　三六

○農林水産省

八六一　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　一　五

八六二　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　一　五

八六三　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件　一　五

八六四　薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　一　五